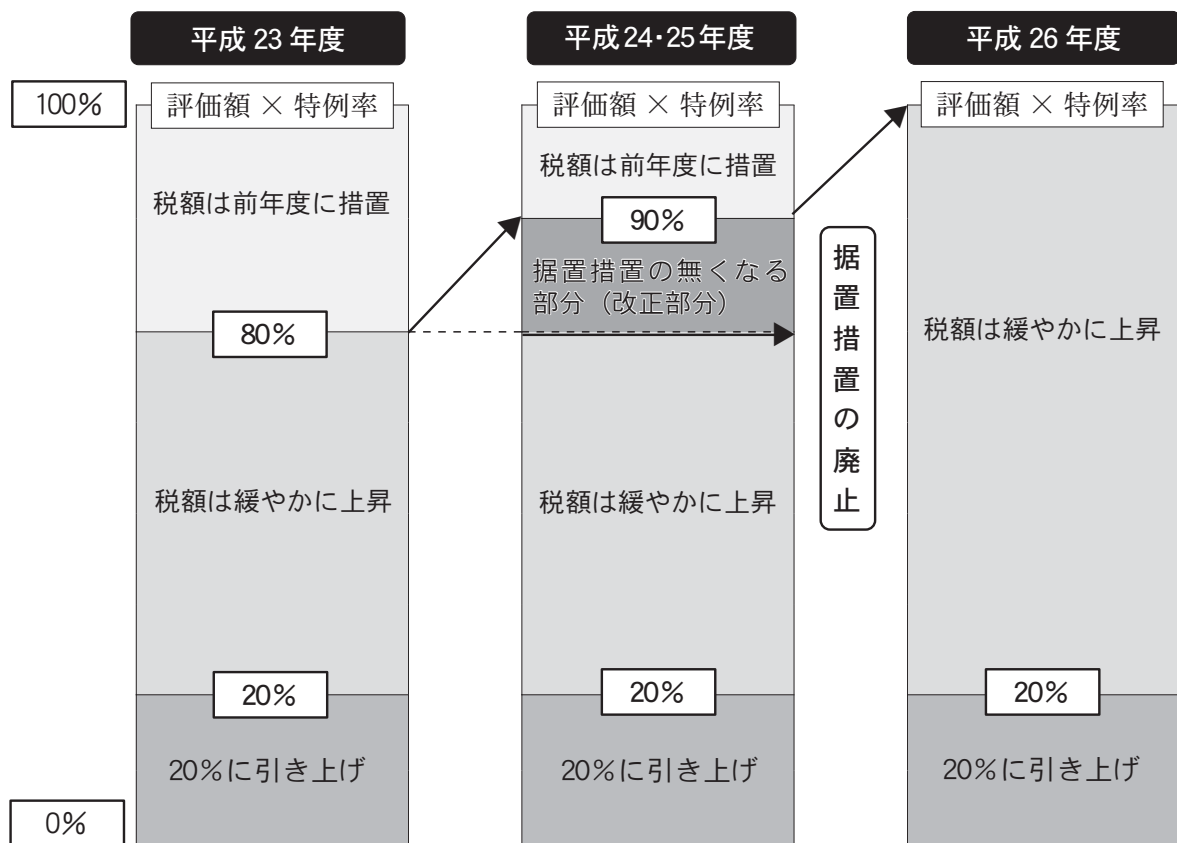


負担調整措置とは

負担水準（新年度評価額に対する前年度課税標準額の割合）を計算式で求め、その割合により税額計算の方法が異なります。

（負担水準は、7月上旬に届く納税通知書をもとに、下記の公式で算出してください。）

$$\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{平成 24 年度固定資産評価額} \times \text{特例率}} \times 100 = \text{負担水準 (\%)}$$



課税標準の特例

（上図特例率）について

要件	特例率
小規模住宅用地（住居1戸につき200㎡以下の土地）	1 / 6
一般住宅用地（上記の200㎡を超えた分から家屋床面積の10倍までの土地）	1 / 3

よって、上記の負担調整措置により、平成24年度及び25年度の住宅用地にかかる固定資産税額は、負担水準が90%以上の方は前年と同額以下になり、負担水準が90%未満の方は、路線価等の単価が著しく下がらない限り、緩やかに上昇することになります。